

業 務 請 負 請 書 (案)

年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長
殿

住 所

氏 名

- 1 件 名 令和8年度 土地改良技術事務所 事業系廃棄物収集運搬処分業務
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
※内税の時 (消費税及び地方消費税の額 円を含む。)
- 4 履 行 期 限 年 月 日
- 5 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 6 検 査 場 所 仕様書のとおり
- 7 契約保証金 免除
- 8 その他の事項 毎月精算払い(内訳は別紙のとおり)

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条 項

第1条 頭書の仕様に基づき履行期限までに履行いたします。

2 仕様に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第2条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び完了見込月日を明らかにした書面(電子書面を含む。)をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の履行期限までに業務を完了できない場合は、前条に定める承認にかかわらず、遅滞金として、履行期限の翌日から履行完了までの日数に対し、1日につき未完了部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除願います。

第4条 業務を完了した場合は、その旨を貴官に通知し検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に貴官に無償で譲渡するものとし、貴官の行為について著作者人格権を行使いたしません。

第6条 この契約の履行に当たって、特許権、著作権、肖像権その他第三者の権利の対象となっている方法等を行行使う場合は、当該行使に関して費用の負担を含む一切の責任は当方で負います。

2 当方は、貴官が納入成果品を活用する場合及び貴官が認めた場合において第三者に二次利用させる場合でも、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置いたします。

第7条 当方は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら貴官の責めに帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行います。

第8条 この契約の履行に当たり、必要な機械器具、消耗品等は、全て当方において負担します。

第9条 この契約の履行に当たり、貴官の庁舎、施設、器物等を損傷した場合は、直ちに貴官に報告するとともに、貴官の指示に従い原形に復し、代品を納品し、又は損害については賠償します。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合又は当方が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められる場合は、免除をお願いします。

第10条 当方及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）等が、業務場所において行う行為については、全て当方において責任を負います。業務遂行上、負傷又は死亡した場合においても同様といたします。

2 当方の責に帰すべき理由により、業務の遂行中において第三者に損害を与えた場合及びこれらに関連して貴官が被る損害に対しては、当方において責任を負います。

第11条 業務を完了し、検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第12条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

- (1) この契約に違反し、又は正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等に不正の行為があつ

たとき。

- (3) この契約の履行に当たり、当方又は当方の請負業務従事者等が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 当方から契約の解除を申し出たとき。

第13条 前条各号に掲げる理由により、契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第15条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
- (5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第16条 当方は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 2 当方は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第17条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

2 当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じない場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

第18条 第14条、第15条及び前条第2項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

2 第14条、第15条及び前条第2項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第19条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第20条 当方は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減するその他一切の抗弁権を保留することに異存ありません。

3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第21条 当方又は当方の請負業務従事者等は、この契約に基づく業務の処理上知り得た事実をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしません。

2 当方は、この契約に基づく業務の資料を転写し、又は第三者に閲覧、転写又は貸し出しません。

第22条 当方及び請負業務従事者は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供しません。

2 当方及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

3 前2項については、この請負業務が終了した後においても同様とします。

第23条 当方は、請負業務を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しません。

第24条 当方は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、貴官に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告します。

第25条 当方は、この契約の履行に当たり貴官から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに貴官に報告し、貴官の指示に従って措置をいたします。

第26条 当方は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、貴官より提供された個人情報については、返却いたします。

第27条 当方は、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約によって生じた納入成果品（中間生成物（製版フィルム・印刷板・印刷データ）をいう。）を含む。）を公表又は第三者に譲渡することは絶対にいたしません。

別紙

令和8年度土地改良技術事務所事業系廃棄物収集運搬処分業務

月別契約代金内訳書

(単位:円)

年 月	月別契約代金	うち消費税及び 地方消費税の額
令和8年 4月	円	円
令和8年 5月	円	円
令和8年 6月	円	円
令和8年 7月	円	円
令和8年 8月	円	円
令和8年 9月	円	円
令和8年10月	円	円
令和8年11月	円	円
令和8年12月	円	円
令和9年 1月	円	円
令和9年 2月	円	円
令和9年 3月	円	円
合 計	円	円